



# 山形県公報

平成20年1月18日(金)  
第1909号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(経営安定対策課)...45  
 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....(同)...同  
 県営土地改良事業計画の変更.....(村山総合支庁農村計画課)...46  
 土地改良事業の計画変更の認可.....(庄内総合支庁農村計画課)...同  
 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....(同)...同  
 同.....(同)...同  
 地域森林計画の公表.....(森林課)...47  
 地域森林計画の変更の公表.....(同)...同  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...同  
 建設業者等の許可の取消し.....(最上総合支庁建設総務課)...同  
 二級建築士の免許の取消し.....(建築住宅課)...48  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...同

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)...49

## 告 示

### 山形県告示第40号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年1月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.55%」を「年0.40%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年11月19日から適用する。
- 2 平成19年11月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第41号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年1月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.55パーセント」を「年0.40パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成19年11月19日から適用する。

- 2 平成19年11月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第42号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（おおえ朝日地区 中山間地域総合整備事業）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年1月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営おおえ朝日土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
朝日町役場及び大江町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成20年1月28日から同年2月26日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第43号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年1月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
八沢川土地改良区
- 2 認可年月日  
平成20年1月4日
- 3 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成20年1月18日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称   | 地区名  | 事業の名称                   | 工事完了年月日     |
|----------|------|-------------------------|-------------|
| 今野川土地改良区 | 猪俣新田 | 元気な地域づくり交付金<br>（基盤整備促進） | 平成19年12月13日 |

## 山形県告示第45号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成20年1月18日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称   | 地区名 | 事業の名称                   | 工事完了年月日     |
|----------|-----|-------------------------|-------------|
| 月光川土地改良区 | 服部  | 元気な地域づくり交付金<br>(基盤整備促進) | 平成19年12月14日 |

## 山形県告示第46号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により庄内森林計画区の地域森林計画をたてたので、当該森林計画書の写しを農林水産部森林課及び庄内総合支庁産業経済部において縦覧に供する。

平成20年 1月18日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第47号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により最上村山森林計画区及び置賜森林計画区の地域森林計画を変更したので、当該変更に係る計画書の写しを農林水産部森林課及び当該森林計画区を所管する総合支庁産業経済部において縦覧に供する。

平成20年 1月18日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第48号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年 1月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成20年 1月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童停車場若松線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|----------------------------------|------|------------------|------------|
| 天童市鎌田本町一丁目1445番1から<br>同 1446番4まで | 旧    | 28.0メートル<br>22.0 | メートル<br>39 |
| 同 上                              | 新    | 22.0メートル<br>15.0 | 同 上        |

## 山形県告示第49号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業の許可を次のとおり取り消した。

平成20年 1月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 処分をした年月日  
平成20年 1月 9日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 有限会社光栄電機工業
  - (2) 主たる営業所の所在地 最上郡真室川町大字内町961番地の1
  - (3) 代表者の氏名 片野 義一
  - (4) 許可番号 山形県知事許可(般-17)第400489号
- 3 処分の原因となった事実  
平成19年 1月22日に片野義一が死亡したことは、建設業法第29条第1項第4号に該当する。

山形県告示第50号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。  
平成20年 1月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成19年12月28日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
大場正明 第4161号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第9条第1項第1号の規定による申請があったため。

山形県告示第51号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成20年 1月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「 〃 七日町二丁目6番3号 」 を 「 〃 桜町7番35号 」 に、 「 天童市本町二丁目1番26号 」 を

「 天童市本町一丁目3番18号 」 に、 「 〃 大江町大字左沢416番地 」 を 「 〃 大江町大字左沢927番地の1 」 に、

「 〃 〃 大字海味453番地1 」 を 「 〃 」 に、 「 東置賜郡高島町大字高島688番地の10 」 を 「 〃 〃 大字高島字町裏702番3 」 を

「 東置賜郡高島町大字高島字町裏702番3 」 に、 「 〃 鶴岡中央支店 鶴岡西出張所 鶴岡市青柳町42番14号 」 を

「 〃 美原町支店鶴岡西出張所 鶴岡市美原町13番37号 」 に改める。

附 則

この規程は、平成20年 1月21日から施行する。ただし、別表第5の改正規定中 「 〃 大江町大字左沢416番地 」 を 「 〃 〃 大字左沢927番地の1 」 に改める部分は同年 2月4日から、 「 〃 〃 大字海味453番地1 」 を

「 " " に改める部分は同月12日から、 " 七日町二丁目 6 番 3 号 を

「 " 桜町 7 番35号 に改める部分及び

|                     |
|---------------------|
| 東置賜郡高畠町大字高畠688番地の10 |
| " " 大字高畠字町裏702番 3   |

を

|                      |
|----------------------|
| 東置賜郡高畠町大字高畠字町裏702番 3 |
| "                    |

に改める部分は同月18日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成20年 1月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成19年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 森の子会
  - (2) 代表者の氏名  
我妻 壽光
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市万世町牛森4172番地の 6
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、乳幼児、児童、高齢者、知的及び身体障害者に対して、子どもの健全育成を図る事業、及び生活の自立を図り、職業能力の開発を支援する事業を行い、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、幸せな生きがいのある生活の確立に寄与することを目的とする。

平成20年 1月18日印刷  
平成20年 1月18日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056